

夢応援定期積金「夢の架け橋」

(2026年4月15日現在)

1. 商品名(愛称)	○スーパー積金 愛称: 夢応援定期積金「夢の架け橋」
2. 販売対象	○個人のお客様で満期時75歳未満の方
3. 取扱期間	○2026年4月15日(水)~2027年3月31日(水)
4. 募集契約額	○3億円
5. 契約期間	○5年超10年以下
6. 払込	
(1) 払込方法	○契約期間中毎月1回、所定の払込日に掛金の払込みができます。
(2) 払込金額	○1万円以上5万円以下
(3) 払込単位	○1万円単位
7. 預入形態	○証書形式
8. 払戻方法	○満期日以後に一括して給付契約金を払戻します。
9. 付加できる特約事項等	○普通預金等からの自動振替による掛金の払込みも可能です。
10. 利息(給付補てん金)	
(1) 適用金利	○固定金利 ○契約時に証書に表示する約定年利回りを満期日まで適用します。 ○適用金利 契約期間5年超 8年未満 年0.80% 8年以上10年以下 年1.00%
(2) 給付補てん金の支払方法	○給付補てん金は満期日以後に一括して支払います。
(3) 計算方法	○給付補てん金は付利単位を1円として契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算します。
11. 税金	○給付補てん金には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。 (マル優はご利用できません。)
12. 手数料	——
13. 中途解約時の取扱い	○この積金は原則として中途解約できません。やむをえず中途解約する場合には、下記の期限前解約利率(小数点第3位以下切捨て)により利息相当額を計算し、この積金の掛込相当額とともに支払います。 ・初回払込日から解約日までの期間が1年未満の場合 解約日の普通預金利率 ・初回払込日から解約日までの期間が1年以上の場合 解約日の普通預金利率を下限とし、約定利率×60%

<p>14. 苦情処理措置 ・紛争解決措置</p>	<p>○苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引店または総合企画部コンプライアンス対策課（9時～17時、フリーダイヤル：0120-301-865）にお申出ください。</p> <p>○紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記総合企画部コンプライアンス対策課または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総合企画部コンプライアンス対策課もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>
<p>15. その他参考となる事項</p>	<p>○払込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べるか、または約定利回り（年365日とする日割計算）の割合による遅延利息をいただきます。</p> <p>○満期日以後の利息は、解約日における普通預金利率により計算します。</p> <p>○預金保険制度の付保対象預金です。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。）</p>